

民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）について

1 概要

低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）により、住宅に被害を受けた被災者の方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供します。

2 対象区域

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町

（低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）により災害救助法が適用されている市町）

3 対象者

当該災害時に上記の市町に居住し、次のいずれかに該当する者

- ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ・半壊であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者
- ・令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において入居した応急仮設住宅が床上浸水被害を受けるなどの被害を受けた者で、賃貸型応急住宅への住み替えを希望する者
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る） など

4 主な住宅の条件

石川県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

ア 石川県内（金沢市・野々市市を除く）	イ 石川県内（金沢市・野々市市）
1名世帯・・・・・・・・	6万円
2名以下の世帯・・・・	6万円
2名世帯・・・・・・・・	8万円
3～4名の世帯・・・・	8万円
3～4名の世帯・・・・	10万円
5名以上の世帯・・・・	11万円
5名以上の世帯・・・・	12万円

5 入居期間

入居日から2年以内（ただし、災害時に賃貸住宅（公営住宅含む）に居住されていた方は、入居日から1年以内）

- ※ 恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。
- ※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。
- ※ 応急仮設住宅で被災した場合の入居期間は、被災した当該応急仮設住宅の入居期間を差し引いた残りの期間となる場合があります。

6 詳細

詳しい内容は県ホームページからご確認ください。

URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/minashi.html>